

ICカード特約規定

1 特約の適用範囲

- (1) この特約は、当金庫が発行するカードのうち、ICチップが付加されたカード（以下「ICカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は当金庫キャッシュカード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫キャッシュカード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。
また、この特約に定めのない事項は当金庫キャッシュカード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫キャッシュカード規定の定義によるものとします。

2 ICカードの利用

ICカードは、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫所定のICカードが利用できる預金機（以下「ICカード対応預金機」といいます）を使用して預金に預入れをする場合。
- (2) 当金庫所定のICカードが利用できる支払機（以下「ICカード対応支払機」といいます）を使用して預金の払戻しをする場合。
- (3) 当金庫所定のICカードが利用できる振込機（以下「ICカード対応振込機」といいます）を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合。

3 ICカードの発行時における手数料の取扱い

新規発行、更新、再発行で、ICカードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

4 規定の変更等

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

(2023.6.1)

